

古代史講演会 IN池上会館 今後の予定 会場予約の関係で変更の可能性あり

第1回 卑弥呼と邪馬台国 始皇帝のせいでは着せられた濡れ衣	2025年1月19日(日)
第2回 卑弥呼の世界 三角縁神獣鏡は卑弥呼の鏡で無い	2025年2月16日(日)
第3回 倭の五王と磐井の乱 倭国にあった二つの王家	2025年3月16日(日)
第4回 大和朝廷以前にあった九州年号	2025年4月20日(日)
第5回 聖徳太子と仏教 有り得ない女帝のものの仏教政策	2025年5月18日(日)
第6回 聖徳太子と十七条憲法 倭国の東進と仏教治国策	2025年6月15日(日)
第7回 九州王朝の東進 河内戦争と難波に來た隋使	2025年7月20日(日)
第8回 大化改新は九州王朝の改革 九州王朝滅亡の遠因	2025年8月17日(日)
第9回 難波京と大宰府 条坊都市はなぜ造られたか	2025年9月21日(日)
第10回 白村江戦と筑紫都督府そして日本国誕生	2025年10月19日(日)
第11回 壬申の乱の真相 九州王朝臣下によるクーデターだった	2025年11月16日(日)
第12回 呪われた藤原京 禅譲と不改常典と宣命文	2025年12月未定
第1回 盗まれた天皇陵 巨大古墳のなぞ	2026年1月未定
第2回 『日本書紀』と『魏書』 古代の2倍年齢・『紀』の構造	2026年2月
第3回 『古事記』と太安萬侶 国生み神話・祝詞と天孫降臨	2026年3月
第4回 鏡と庄内式土器 空白の3世紀	2026年4月
第5回 瓦と須恵器 考古学の解釈に異議を申す	2026年5月
第6回 いつから天皇になったのか 三種神器とアメノスメラミコト	2026年6月
第7回 仏教と九州王朝 法隆寺薬師像は薬師如来像でなかった	2026年7月
第8回 金石文が示す九州王朝の天皇 船王後墓誌・薬師寺東塔	2026年8月
第9回 倭国が日本国となった理由 筑紫都督倭国王の存在	2026年9月
第10回 高市皇子の死と禅譲	2026年10月
第11回 九州年号が一元史観を駆逐する	2026年11月
第12回 黒幕に祭り上げられた藤原不比等	2026年12月

1

古代史講演会 IN 池上会館

2025年9月21日(日) 服部静尚

第9回 難波京と大宰府 条坊都市はなぜ造られたか

邪馬台国は九州にあった ⇒ 6世紀末に九州から畿内に ⇒ 九州王朝から大和朝廷に

1、『日本書紀』難波宮造営記事は34年ずらされていた。

- ①九州王朝事績の盗用手口、正木裕氏は『日本書紀』の各所に34年ずらし盗用があることを突き止めた。
- ②古田武彦氏が解明、「持統天皇の吉野行き」は、34年前の白村江戦前の軍事拠点視察だった。
- ③持統紀の蝦夷朝貢記事は、34年前の斉明紀の蝦夷朝貢記事の一部だった。
- ④複都詔は、すでに完成し使われていた都の存在をも示している。

2、条坊都市はなぜ造られたのか

- ①律令官僚による法治・大官衙官庁・条坊官舎はセット
- ②大宰府の条坊はそこが都であった証拠
- ③大宝律令の前に飛鳥浄御原（大宰府）律令があった

2

7世紀に 九州王朝が造った 条坊都市について 話をします。

西暦	九州年号	出来事	日本書紀の天皇	九州王朝の天皇 金石文などの天皇名
570	金光	金光3年聖徳太子誕生	572年敏達 淳中倉太珠敷	乎婆陀宮治天下天皇
576	賢称			
581	鏡当		586年用明 橘豊日	
585	勝照	587年河内戦争	588年崇峻 泊瀬部	等由羅宮治天下天皇
589	端政	589年66国に分国	593年推古 豊御食炊屋姫	
594	告貴	600年遣隋使派遣		
601	願転	603年冠位12階		上宮法皇・阿每多利思北孤 隋書 釈迦三尊光背銘
605	光元	608年裴世清謁見		
611	定居	621年厩戸皇子死去		
618	倭京	622年上宮法皇死去		阿須邇宮治天下天皇 利歌彌多弗利 隋書
623	仁王	626年蘇我馬子死去		難波宮治天下天皇
635	僧要		629年舒明 息長足日広額	
640	命長	641年船王後死去	642年皇極 天豊財重日足姫	
647	常色	646年 改新詔	645年孝徳 天万豊日	近江京 近江大津宮治天下天皇 中宮天皇
652	白雉	652年 難波宮完成		
661	白鳳	663年白村江敗戦	655年齊明 天豊財重日足姫	
684	朱雀		662年天智 天命開別	朝倉橘広庭宮 飛鳥浄御原宮治天下天皇 筑紫都督
686	朱鳥	686年難波宮焼失	672年天武 天淳中原瀛真人	藤原京 藤原宮治天下天皇 大上天皇
695	大化	695年藤原宮完成	687年持統 高天原広野姫	
			697年文武 天之真宗豊祖父	

乎婆陀宮治天下天皇の世に生まれ、
等由羅宮治天下天皇の朝に奉仕し、
阿須邇宮治天下天皇の朝に至り、
大仁第三品の官位を賜い阿須邇天皇の末、
歳次辛丑年（六四一）に亡くなった。
——船王後の墓誌より

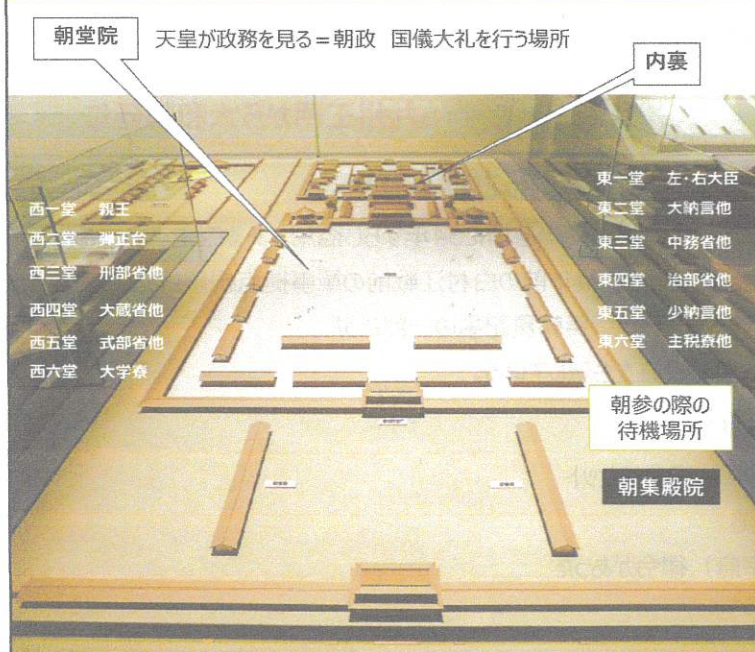
太宰府政庁Ⅰ期

前期難波宮

太宰府政庁Ⅱ期

3

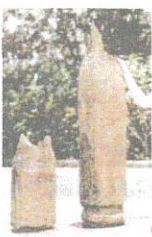
前期難波宮は652年に完成した。しかし、その造営の詔は683年に下された。



白雉2年(651)12月、味経宮に2100余の僧尼を招請して一切経を読ませた。そして、天皇は新宮＝難波長柄豊崎宮に移り住んだ。白雉3年(652)秋9月、宮を造ること既に終る。その宮殿の状(さま)は言葉で説明し尽くせない。

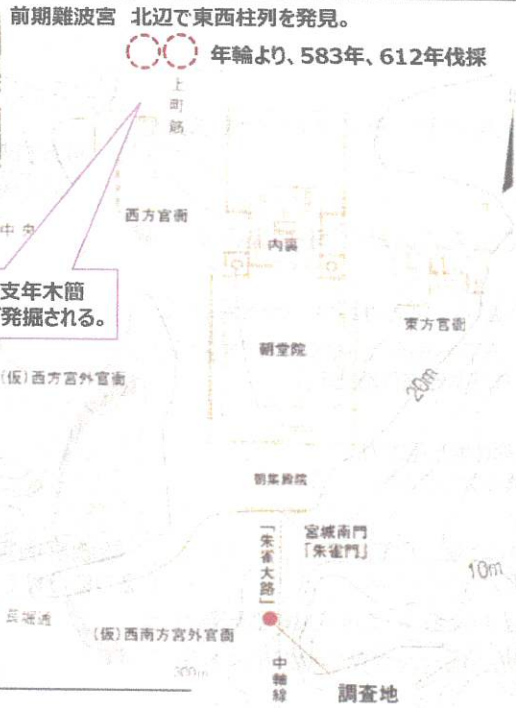
天武12年(683)12月、伊勢王ら遣して、天下を巡行させ諸国の境界を区切った。「都城宮室は1所でなく、2つ3つ造るものだ、先ずは難波に都を造る。百寮は難波に行つて宅地をもらい受けよ。」と詔した。

4



前期難波宮 北辺で東西柱列を発見。
年輪より、583年、612年伐採

日本最古の干支年木簡
戊申年(648)が発掘される。



白雉3年(652)秋9月、宮を造ること既に終る。
その宮殿の状(さま)は言葉で説明し尽くせない。

天武12年(683)12月、伊勢王らを遣して、天下を巡行させ諸国の境界を区切った。「都城宮室は1所ではなく、2つ3つ造るものだ、先ずは難波に都を造る。百寮は難波に行つて宅地をもらい受けよ。」と詔した。

明らかに、
天武紀の記事は30年以上、ずらされた記事である。



5

1、『日本書紀』難波宮造営記事は34年ずらされていた。

九州王朝事績の盗用手口、正木裕氏は『日本書紀』の各所に34年ずらし盗用があることを突き止めた。

孝徳紀の 難波宮造営記事

- ◆大化元年(645)12月、天皇は難波長柄豊碕に遷都した。春より夏に至り鼠が難波に向かったのは、遷都の兆なり。
- ◆大化2年(646)正月(改新詔其2)初めて京師を修め、畿内国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬を置き、鈴契を造り、山河を定める。
- ◆大化4年(648)正月、天皇は難波碕宮に行幸。
- ◆白雉元年(651)10月、宮地にするため丘墓を壊し移された者に下賜物あり。将作大匠の荒田井直比羅夫に宮の堺の標しを立てさせた。
- ◆白雉2年(652)12月、天皇は大郡より遷って新宮に居る。名づけて難波長柄豊碕宮という。

652年12月に難波長柄豊碕宮に遷るとあるのに、683年12月に先ずは難波に都を造ると宣言している。

- ◆白雉3年(653)9月、宮を造ること既に終る。その宮殿のかたちは言葉では説明しきれない。

天武紀の 新城記事と複都詔

- ◆天武8年(679⇒645)11月、初めて龍田山・大坂山に関を置き、そして難波に羅城を築く。

646年正月に初めて関を造るとあるが、679年11月に初めて関を置いたとある。

- ◆天武11年(682⇒648)3月1日、三野王らを新城に遣わして都を造るため地形を見させた。
- ◆天武12年(683⇒649)12月13日、伊勢王らを遣し、天下を巡行させ諸国の境界を区切った。同17日、「都城宮室は1所ではなく、2つ3つ造るものだ、先ずは難波に都を造る。百寮は難波に行つて宅地をもらい受けよ。」と詔した。
- ◆天武13年(684⇒650)2月、広瀬王らを畿内に遣し都の地を見させた。三野王等を信濃に遣し地形を見させた、この地にも都を造ろうとしたのか。同3月、天皇は京師を巡行して宮室の地を定めた。

6

天武紀の難波宮造営記事・関を置く記事を34年ずらして並べ替えると筋が通る

- ◆天武8年(679⇒645) 11月、初めて龍田山・大坂山に**関を置き**、そして難波に羅城を築く。
- ◆大化元年(645) 12月、天皇は難波長柄豊碕に遷都した。
春より夏に至り鼠が難波に向かったのは、遷都の兆なり。
- ◆大化2年(646) 正月(改新詔其2) **初めて**京師を修め、畿内国司・郡司・**関塞**・斥候・防人・駅馬・伝馬を置き、鈴契を造り、山河を定める。
- ◆天武11年(682⇒648) 3月1日、三野王らを新城に遣わして都を造るため地形を見させた。
- ◆天武12年(683⇒649) 12月13日、伊勢王らを遣し、天下を巡行させ諸国の境界を区切った。
同17日、「都城宮室は1所でなく、2つ3つ造るものだ、先ずは難波に都を造る。
百寮は難波に行つて宅地をもらい受けよ。」と詔した。
- ◆天武13年(684⇒650) 2月、広瀬王らを畿内に遣し都の地を見させた。
三野王等を信濃に遣し地形を見させた、この地にも都を造ろうとしたのか。
同3月、天皇は京師を巡行して宮室の地を定めた。
- ◆白雉元年(651) 10月、宮地にするため丘墓を壊し移された者に下賜物あり。
将作大匠の荒田井直比羅夫に宮の堺の標しを立てさせた。
- ◆白雉2年(652) 12月、天皇は大郡より遷つて新宮に居する。名づけて難波長柄豊碕宮という。
- ◆白雉3年(653) 9月、宮を造ること既に終わる。その宮殿のかたちは言葉では説明しきれない。

初めて関を置いた
記事を重ねて記載

宮地選定

難波宮造営記事を
2つに分けて記載していた。

7

「34年のずらし」は、「持統天皇の吉野行き」他にも多く見られる。

この時期の持統天皇による31回の吉野行きには疑問点が多く、あり得ない。

- ①689年以降、夏冬を問わず、頻繁に(合計31回)吉野に行幸。
吉野行きの理由は、亡き天武を偲んでとされるが、具体的な記述がない。
- ②この行幸は、697年4月までで、その後ほぼ行われなくなる。
- ③最初の行幸は「称制」中なので皇后または太后なのに天皇とある。
- ④690年12月には**往復3日で帰還**しているが、藤原京から吉野宮滝
約24kmの芋峠を越えるルートで、現在では片道3日かかる。
- ⑤694年4月丁亥に帰還したとあるが、この年の4月には**丁亥**は無い。



辛未 天皇幸吉野宮 甲戌 天皇至自吉野宮

持統天皇の吉野行き		持統三年 (六八九)		持統四年 (六九〇)		正月即位		持統五年 (六九一)		持統六年 (六九二)		持統七年 (六九三)		持統八年 (六九四)		持統九年 (六九五)		持統十年 (六九六)		持統十一年 (六九七)							
持統三年 (六八九) <td>正月辛未</td> <td>持統四年 (六九〇)<td>二月甲子</td><td>正月戊申</td><td>八月戊申</td><td>正月戊申</td><td>十月戊申</td><td>正月戊子</td><td>四月丙辰</td><td>五月丙子</td><td>七月壬申</td><td>十月庚戌</td><td>三月乙未</td><td>五月己丑</td><td>七月甲午</td><td>十一月庚寅</td><td>正月戊申</td><td>四月庚申</td><td>閏二月丙戌</td><td>三月己未</td><td>六月甲午</td><td>八月己亥</td><td>十二月戊寅</td><td>二月乙亥</td><td>四月己亥</td><td>六月戊子</td><td>四月壬申</td></td>	正月辛未	持統四年 (六九〇) <td>二月甲子</td> <td>正月戊申</td> <td>八月戊申</td> <td>正月戊申</td> <td>十月戊申</td> <td>正月戊子</td> <td>四月丙辰</td> <td>五月丙子</td> <td>七月壬申</td> <td>十月庚戌</td> <td>三月乙未</td> <td>五月己丑</td> <td>七月甲午</td> <td>十一月庚寅</td> <td>正月戊申</td> <td>四月庚申</td> <td>閏二月丙戌</td> <td>三月己未</td> <td>六月甲午</td> <td>八月己亥</td> <td>十二月戊寅</td> <td>二月乙亥</td> <td>四月己亥</td> <td>六月戊子</td> <td>四月壬申</td>	二月甲子	正月戊申	八月戊申	正月戊申	十月戊申	正月戊子	四月丙辰	五月丙子	七月壬申	十月庚戌	三月乙未	五月己丑	七月甲午	十一月庚寅	正月戊申	四月庚申	閏二月丙戌	三月己未	六月甲午	八月己亥	十二月戊寅	二月乙亥	四月己亥	六月戊子	四月壬申
甲戌	一	一	一	一	一	一	一	乙未	壬戌	庚辰	辛巳	丁巳	庚辰	辛酉	癸卯	戊寅	乙未	丁亥	癸巳	壬戌	壬寅	乙巳	丙戌	乙酉	乙巳	丙申	己卯
四日								八日	二十日	五日	八日	八日	八日	七日	十日	五日	六日	二十八日	八日	四日	九日	七日	九日	十一日	七日	九日	八日

8

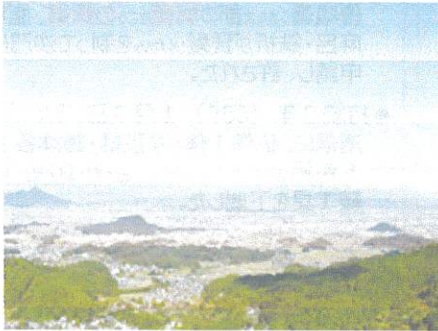
『日本書紀』の「34年のずらし」は 九州王朝の事績を盗用しながらそれを隠す手口

この時期の持統天皇による31回の吉野行きには疑問点が多く、あり得ない。

- ① 689年以降、夏冬を問わず（1月～12月）、頻繁に（合計31回）吉野に行幸している。
- ② 例えば、690年12月には往復3日で帰還しているが、
藤原京から吉野宮滝 約30km の芋峠を越えるルートであれば、現在では片道3日かかる。

奈良県観光局のハイキングコース

「持統天皇行幸の道」では3日に分けることを推奨



再現された行幸では、半日でギブアップ



34年ずらし	行き	帰り	日数	古田武彦氏が発見した「持統天皇の吉野行きは 34年前の白村江戦前の軍事拠点視察」『壬申大乱』2001年より
655年 白雉4年	正月辛未	甲戌	4日	
	8月甲申	—		
	2月甲子	—		
656年 白雉5年	5月戊寅	—		
	8月戊申	—		
	10月戊申	—		
	12月甲寅	丙辰	3日	
	正月戊子	乙未	8日	
657年 白雉6年	4月丙辰	壬戌	7日	
	7月壬申	辛巳	10日	
	10月庚戌	丁巳	8日	
	5月丙子	庚辰車駕還宮	5日	①
658年 白雉7年	7月壬寅	辛酉車駕還宮	20日	②
	10月癸酉	庚辰車駕還宮	8日	
	3月乙未	壬寅	8日	③
	5月己丑	乙未	7日	
659年 白雉8年	7月甲午	癸卯	10日	
	8月甲戌	戊寅車駕還宮	5日	
	11月庚寅	乙未車駕還宮	6日	
	正月戊申	—		
660年 白雉9年	4月庚申	丁亥	28日	④
	9月乙酉	—		
	閏2月丙戌	癸巳車駕還宮	8日	
	3月己未	壬戌	4日	
661年 白鳳元年	6月甲午	壬寅	9日	
	8月己亥	乙巳	7日	⑤
	12月戊寅	丙戌	9日	
	2月乙亥	乙酉	11日	
662年 白鳳2年	4月己亥	5月乙巳	7日	⑥
	6月戊子	丙申	9日	
663年 白村江戦	4月壬申	己卯	8日	⑦

古田武彦氏が発見した「持統天皇の吉野行きは
34年前の白村江戦前の軍事拠点視察」『壬申大乱』2001年より

- ① 肥前・佐賀に吉野があり、大宰府と軍用道路が直結する軍港だった。軍事拠点なら年中行幸しておかしくない。
- ② これが九州王朝の事績なら時代は白村江敗戦以前の事だ。右の派兵記事と、おおむね合致する。つまり34年前の記事の盗用だ。
- ③ 34年前とすると、660年4月には丁亥日があり矛盾しない。

- ① 658年4月、阿倍臣が軍船180隻を率いて蝦夷討伐する。
- ② 658年7月、蝦夷200人余りが朝貢。
是年条、阿倍引田臣が肅慎を討つ。
- ③ 659年3月、阿倍臣が船師180隻で蝦夷国を討つ。
- ④ 660年3月、阿倍臣が船師200隻で肅慎国を討つ。
- ⑤ 661年8月・9月、軍兵5000余りを付けて百済豊璋を送る。
- ⑥ 662年5月、阿曇比羅夫が船師170隻で百済へ。
- ⑦ 663年3月、上毛野君他が27000人を率いて新羅を討つ。
663年8月、白村江戦で大敗。
白村江大敗後、吉野行幸は無くなる。

齊明紀と(34年ずらした)持統紀に分散された 蝦夷来朝記事

蝦夷の記事が齊明紀と、その30数年後の持統紀に集中する。しかも、登場する蝦夷の人数がピッタリ合致する。
齊明紀記事と、持統紀記事が一連の記事である証拠と言える。

- ◆齊明元年(655) 7月11日、難波朝廷で、**越の蝦夷99人**、**陸奥みちのくの蝦夷95人**を饗応した。**柵養きこう蝦夷9人**・**津刈つかる蝦夷6人**に各冠2階を授けた。
- ◆齊明4年(658) 4月、阿陪臣が船師180隻を率いて蝦夷を討った。**鰐田あぎた蝦夷**恩荷おかが降伏したので小乙上を授け淳代ぬしろ・津軽2郡の郡領に任命した。有間の浜で渡嶋わたりのしま蝦夷らを集め饗応し帰還した。
- ◆齊明4年(658) 7月4日、**蝦夷200余**が関に詣でて朝献した。**柵養の蝦夷2人**に位一階、淳代郡の大領沙尼具那さにくな小乙下、少領宇婆左うばさに建武、勇猛な2人に位一階を授けた。津軽郡の大領馬武めむに大乙上、少領青蒜あをひるに小乙下、勇猛な2人に位1階を授けた。都岐沙羅つきさらの柵造きのみやつこに位2階、判官に位1階、淳足ぬたりの柵造大伴君稻積いなつみに小乙下を授けた。淳代郡の大領沙尼具那に命じて**蝦夷戸口**と虜とりこ戸口を調べさせた。
- ◆齊明5年(659) 3月、阿倍臣が船師180隻を率いて**蝦夷国**を討った。**飽田・淳代2郡の蝦夷241人**・その虜31人・**津軽郡の蝦夷112人**・その虜4人・**膽振組蝦夷20人**を1か所に集め饗応し祿を与え、船1隻と5色絹を彼地の神に供え祀った。肉入籠しりこに至った時、**問菟**という**蝦夷**膽鹿嶋いかしま・菟穂名うほな2人が後方羊蹄しりへしを政所とするよう勧めたので、郡領を置いて帰還した。

- ◆持統2年(688) 11月5日、**蝦夷190余人**、調賦みつきをになつて誅しのびことを申した。
- ◆持統2年(688) 12月12日、**蝦夷の男女213人**を飛鳥寺の西の槻の下で饗応した。冠位を授け下賜もあった。
- ◆持統3年(689) 1月3日、務大肆陸奥国優嗜曇うきたま郡の**城養きこうの蝦夷**、脂利古男・麻呂・鉄折が鬢髪ひげかみを剃って沙門になると申請し、許された。
- ◆持統3年(689) 1月9日、**越の蝦夷**沙門道信に、仏像1体・灌頂幡・鍾鉢各1口・5色絹を各5尺・綿5屯・布10端・鍬10枚・鞍1具を下賜した。

齊明紀と(34年ずらした)持統紀に分散された 蝦夷来朝記事

- ◆持統2年(654) 11月5日、**蝦夷190余人**、調賦みつきをになつて誅しのびことを申した。
- ◆持統2年(654) 12月12日、**蝦夷の男女213人**を飛鳥寺の西の槻の下で饗応した。冠位を授け下賜もあった。
- ◆持統3年(655) 1月3日、務大肆陸奥国優嗜曇うきたま郡の**城養きこうの蝦夷**、脂利古男・麻呂・鉄折が鬢髪ひげかみを剃って沙門になると申請し、許された。
- ◆持統3年(655) 1月9日、**越の蝦夷**沙門道信に、仏像1体・灌頂幡・鍾鉢各1口・5色絹を各5尺・綿5屯・布10端・鍬10枚・鞍1具を下賜した。
- ◆齊明元年(655) 7月11日、難波朝廷で、**越の蝦夷99人**、**陸奥みちのくの蝦夷95人**を饗応した。**柵養きこう蝦夷9人**・**津刈つかる蝦夷6人**に各冠2階を授けた。
- ◆齊明4年(658) 4月、阿陪臣が船師180隻を率いて蝦夷を討った。**鰐田あぎた蝦夷**恩荷おかが降伏したので小乙上を授け淳代ぬしろ・津軽2郡の郡領に任命した。有間の浜で渡嶋わたりのしま蝦夷らを集め饗応し帰還した。
- ◆齊明4年(658) 7月4日、**蝦夷200余**が関に詣でて朝献した。**柵養の蝦夷2人**に位1階、淳代郡の大領沙尼具那さにくな小乙下、少領宇婆左うばさに建武、勇猛な2人に位1階を授けた。津軽郡の大領馬武めむに大乙上、少領青蒜あをひるに小乙下、勇猛な2人に位1階を授けた。都岐沙羅つきさらの柵造きのみやつこに位2階、判官に位1階、淳足ぬたりの柵造大伴君稻積いなつみに小乙下を授けた。淳代郡の大領沙尼具那に命じて**蝦夷戸口**と虜とりこ戸口を調べさせた。
- ◆齊明5年(659) 3月、阿倍臣が船師180隻を率いて**蝦夷国**を討った。**飽田・淳代2郡の蝦夷241人**・その虜31人・**津軽郡の蝦夷112人**・その虜4人・**膽振組蝦夷20人**を1か所に集め饗応し祿を与え、船1隻と5色絹を彼地の神に供え祀った。肉入籠しりこに至った時、**問菟**という**蝦夷**膽鹿嶋いかしま・菟穂名うほな2人が後方羊蹄しりへしを政所とするよう勧めたので、郡領を置いて帰還した。

蝦夷の記事が斉明紀と、その30数年後の持統紀に集中する。しかも、登場する蝦夷の人数がピッタリ合致する。
これは斉明紀655年記事と、持統紀記事が一連の記事である証拠と言える。持統紀2～3年の蝦夷記事は34年前の記事だ。

出家僧4人と授階の15人に一般蝦夷194人を、合計すると213人

9人+6人 + 194人 + 1人 + 3人 = 213人

柵養蝦夷九人・津刈蝦夷六人に各冠二階を授けた。

◆斉明元年（六五五）
七月十一日、難波朝廷で、北（越）の蝦夷九十九人、東（陸奥）の蝦夷九十五人を饗応した。

◆持統三年（六八九↓六五五）
一月九日、越の蝦夷沙門道信に、仏像一体などを下賜した。

◆持統三年（六八九↓六五五）
一月三日、陸奥国優嗜曇郡の城養の蝦夷、脂利古男・麻呂・鉄折が沙門になることを許された。

◆持統二年（六八八↓六五四）
十二月十二日、蝦夷の男女二百十三人を飛鳥寺の西の槻の下で饗応した。

◆持統二年（六八八↓六五四）
十一月五日、蝦夷百九十余人、調賦をになつて誅を申した。



合計 194人



190余人

なぜ34年なのか？ これを解明した正木裕氏

『日本書紀』に盗用する際に、この年号を入れ替え。

元の九州王朝史書には九州年号が書かれていた。

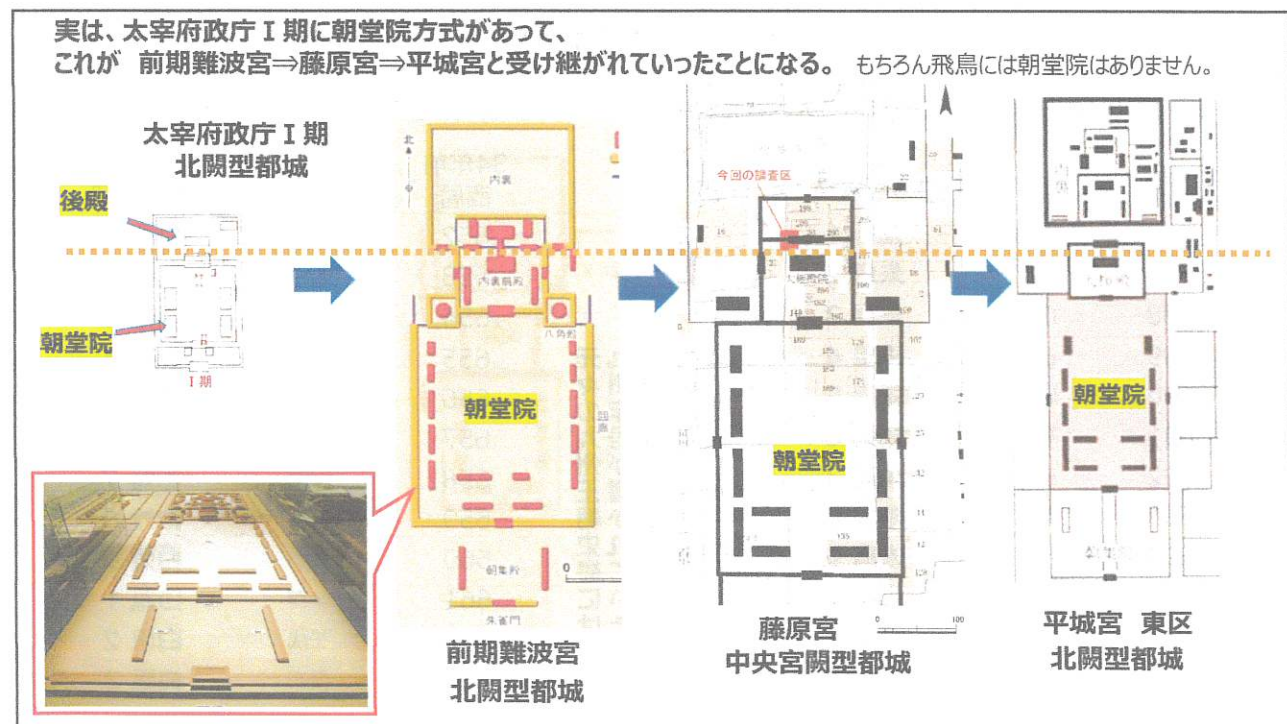
西暦	干支	九州年号	34年前 西暦	34年前 干支	34年前 九州年号
686	丙戌	朱鳥 1	652	壬子	白雉 1
687	丁亥	朱鳥 2	653	癸丑	白雉 2
688	戊子	朱鳥 3	654	甲寅	白雉 3
689	己丑	朱鳥 4	655	乙卯	白雉 4
690	庚寅	朱鳥 5	656	丙辰	白雉 5
691	辛卯	朱鳥 6	657	丁巳	白雉 6
692	壬辰	朱鳥 7	658	戊午	白雉 7
693	癸巳	朱鳥 8	659	己未	白雉 8
694	甲午	朱鳥 9	660	庚申	白雉 9
695	乙未	大化 1	661	辛酉	白鳳 1
696	丙申	大化 2	662	壬戌	白鳳 2
697	丁酉	大化 3	663	癸亥	白鳳 3

元々の九州王朝史書には九州年号が書かれていた。『日本書紀』に盗用する際に、この年号を入れ替えたのだ。

都城・宮室は1所でなく2つ3つ造るもの、先ずは難波に都を造る。百寮は難波に行き宅地をもらい受けよ				
複都詔は、すでに完成し使われていた都の存在をも示している。				
西暦	九州年号	出来事	日本書紀の天皇	九州王朝の天皇 金石文などの天皇名
570	金光	金光3年聖徳太子誕生	572年敏達 淳中倉太珠敷	乎婆陀宮治天下天皇
576	賢称			
581	鏡当		586年用明 橘豊日	
585	勝照	587年河内戦争	588年崇峻 泊瀬部	等由羅宮治天下天皇 上宮法皇・阿每多利思北孤
589	端政	589年66国に分国	593年推古 豊御食炊屋姫	
594	告貴	600年遣隋使派遣		
601	願転	603年冠位12階		
605	光元	608年裴世清謁見		
611	定居	621年厩戸皇子死去		阿須迦宮治天下天皇 利歌彌多弗利
618	倭京	622年上宮法皇死去		
623	仁王	626年蘇我馬子死去		難波宮治天下天皇
635	僧要		629年舒明 息長足日広額	
640	命長	641年船王後死去	642年皇極 天豊財重日足姫	近江京 近江大津宮治天下天皇 中宮天皇
647	常色	646年 改新詔	645年孝徳 天万豊日	
652	白雉	652年 難波宮完成		近江京 近江大津宮治天下天皇 中宮天皇
661	白鳳	663年白村江敗戦	662年天智 天命開別	
684	朱雀		672年天武 天淳中原瀛真人	藤原京 藤原宮治天下天皇 大上天皇
686	朱鳥	686年難波宮焼失	687年持統 高天原広野姫	
695	大化	695年藤原宮完成	697年文武 天之真宗豊祖父	

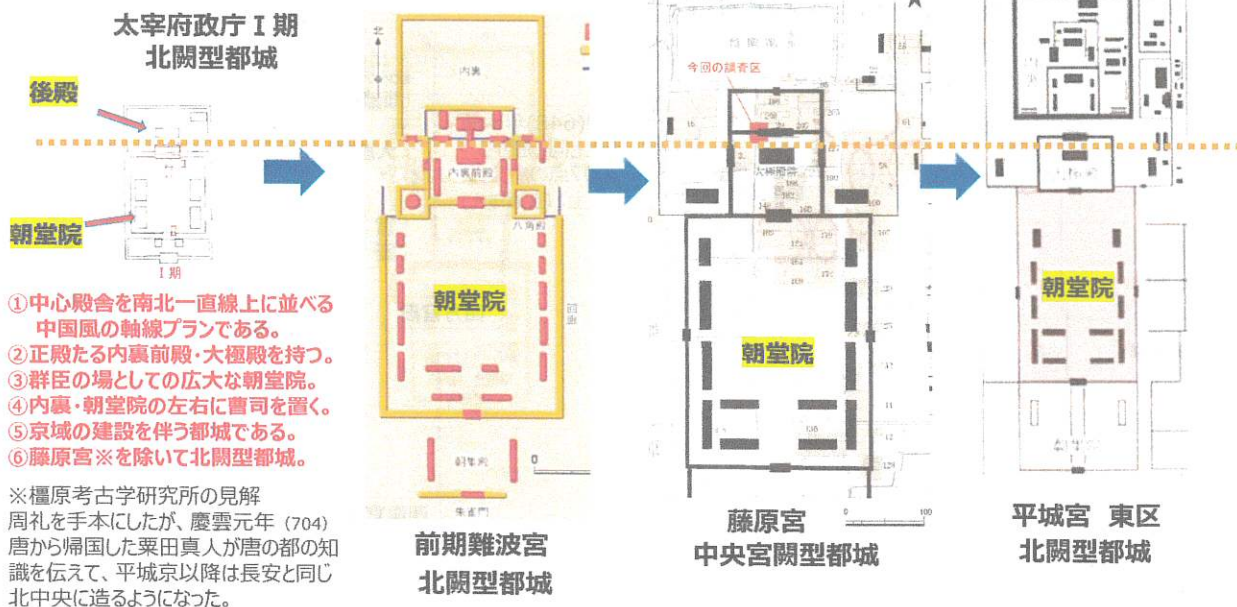
乎婆陀宮治天下天皇の世に生まれ、
等由羅宮治天下天皇の朝に奉仕し、
阿須迦宮治天下天皇の朝に至り、
大仁第三品の官位を賜い阿須迦天皇の末、
歳次辛丑年（六四一）に亡くなった。
船王後の墓誌

15



16

実は、太宰府政庁Ⅰ期に朝堂院方式があって、これが 前期難波宮⇒藤原宮⇒平城宮と受け継がれていったことになる。もちろん飛鳥には朝堂院はありません。



17

2、条坊都市はなぜ造られたか

今で言う、皇居・議事堂・霞ヶ関

今で言う、公務員官舎

「宮域」とは、天皇の住まいと、律令政治を行う場所。内裏・中央官衙が配置。

「京城」とは、条坊で画された領域。官僚の家地・寺院・市などが配置。

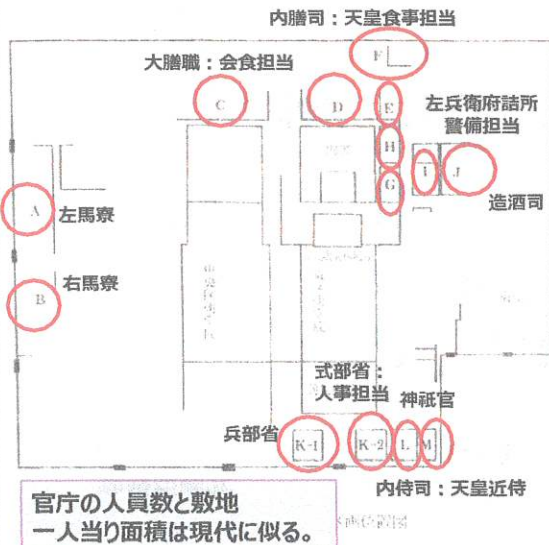


18

平城京の「宮域」は

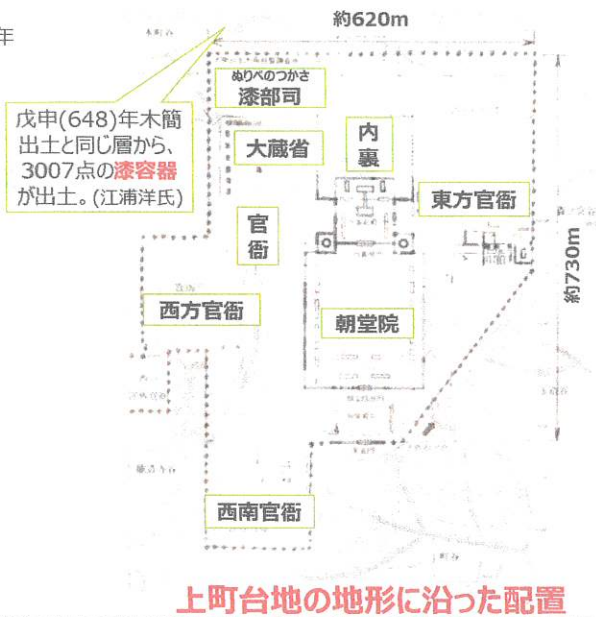
平城京の宮域発掘調査で建物・配置・木簡などからA～Mの地点の官衙跡が確認され、その官庁名も推測されています。

※井上和人著「日本古代都城制の研究」2008年



前期難波宮の「宮域」

大阪文化財研究所高橋工氏2014年提供



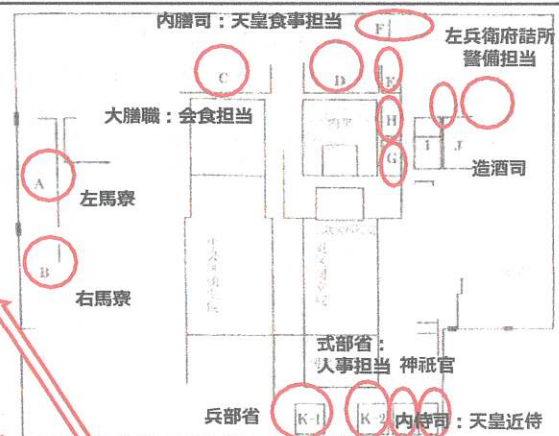
上町台地の地形に沿った配置

19

平城京「宮域」の発掘箇所と、官庁のスペース

主な官庁：21～86㎡/人、現在と比較すると、例えば大阪市北区区役所床面積/職員当り＝約70㎡とよく似ていて、古今の仕事場のスペースの普遍性を感じます。

区画	推測された官庁名	規模 東西×南北	面積㎡	人数	1人 面積㎡
A	左馬寮	96m×255m	24480	90	272
B	右馬寮	96m×236m	22656	90	252
C	大膳職	213m×71m	15123	282	54
D	内膳司	88m×71m	6248	80	78
J	造酒司	110m×124m	13640	75	182
E	左兵衛府 の詰所	44m×71m	3124	443	7
K-1	兵部省	75m×74m	5550	86	65
K-2	式部省	74m×74m	5476	118	46
L	神祇官	104m×74m	7696	90	86
M	内侍司	44m×53m	2332	110	21



左右馬寮および造酒司：
単なる事務スペースだけでなく、厩舎や造酒や
備蓄スペースが必要なので、182～272㎡/
人とスペースが広がっているのは妥当

左兵衛府の詰所：文字通り詰所なので、7㎡/人
つまり1人当たり約2坪のスペースと言うのも妥当

20

養老律令で言うと、九千人強の中央官僚が働いていた。

役所名	定員
神祇官	89
太政官	230
中務省	234
中宮職	441
大舍人寮	1,692
図書寮	70
内蔵寮	85
縫殿寮	27
陰陽寮	88
式部省	118
治部省	86
雅楽寮	429
玄蕃寮	32
諸陵司	24
民部省	87
主計寮	36
主税寮	34
兵部省	86
刑部省	182

大蔵省	174
掃部司	30
漆部司	30
宮内省	85
大膳職	282
大炊寮	117
主殿寮	147
典薬寮	134
正親司	15
内膳司	80
造酒司	76
采女司	22
主水司	74
彈正台	55
兵衛府	886
馬寮	180
兵庫	56
内兵庫	14
後宮関係	275
東宮関係	950
小計	7,752

画工司	84
内薬司	28
内礼司	16
大学寮	467
散位寮	33
喪儀司	10
兵馬司	11
造兵司	37
鼓吹司	15
主船司	10
主鷹司	9
麒麟司	15
囚獄司	64
典録司	25
縫部司	14
織部司	18
木工寮	49
鍛冶司	41
官奴司	14
園池司	10
土工司	34
主油司	10
内膳守司	84
宮陶司	10
内楽司	12
衛門府	275
準人司	14
衛士府	150
合計	9,311

大宝律令※は七〇一年の制定、
※飛鳥浄御原律令（九州王朝の律令）に準正
それを補足・再検したのが養老律令★で、
★大宝律令の役所名・用語を唐風に变えた
藤原京および平城京と同時代の律令です。
この養老律令職員令に
各官庁の官名と定員数がありません。
地方官を除いて全て合算すると、
八千人〜九千人強の中央官僚で
構成されています。

21

「京域」は官僚とその家族の住まい

律令 官僚による法治・大官衙 官庁・条坊 官舎 はセット



◆天武紀12年の詔

凡そ都城宮室は、一處でなく必ず兩つ参つ造るものである。故に先ず難波に都を造らうと思う。よって百寮はそれぞれ難波に往って家地をもらい受けよ。

◆舒明紀8年の詔

郡卿及び百寮（中略）卯の時（5時）始めに朝りて、巳の時の後（11時）に退く。よって鍾を以て節と為す。

◆持統紀4年の詔

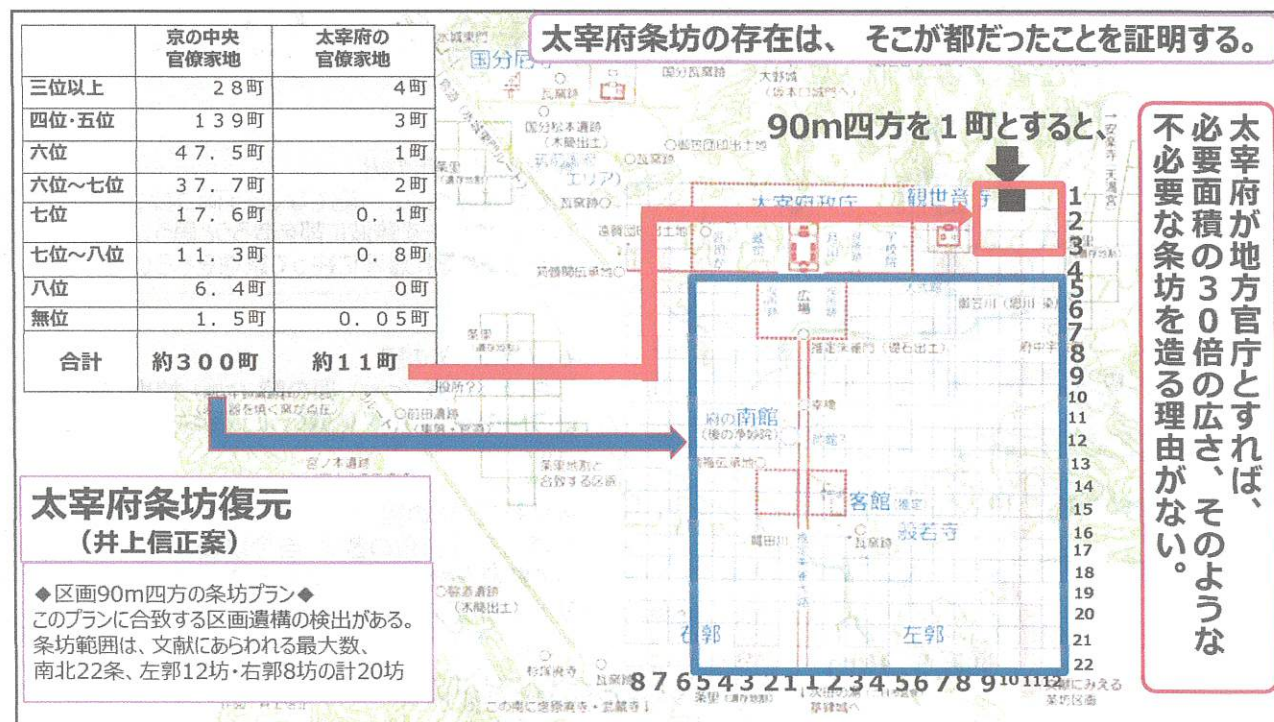
公卿百寮凡有位の者は、自今以後、家で朝服を来て開門前に参上すること。思うに昔は、宮門に到着してから朝服を着用したのであろう。

遠くとも1時間強の通勤時間が

22

位階	京の官職名と定員	定員数と家地	太宰府の官職名と定員	定員数と家地
従一位	太政大臣他	1 4町	太宰府駐在官僚は50名	三位以上 4町
従二位	左右大臣他	2		
正三位	大納言他	4		
従三位			大宰帥 1	1 四～五位 1町
正四位上	中務卿他	2 1町		
正四位下	七省卿	7		
従四位上	彈正尹	1		
従四位下	神祇伯他	3		
正五位上	左右中弁他	1 2	大宰大貳 1、	1
正五位下	左右少弁他	1 2		
従五位上	中務少輔他	2 8	大宰少貳 2、	2
従五位下	神祇大副他	7 4		
正六位上	神祇少副他	2 5 1/2町	大宰大監 2、	2 六位 1/2町
正六位下	八省大丞他	7 0	大宰少監 2、	2 六～七位 1/4町
従六位上	神祇大佑他	7 5	大宰大判事 1、	1
従六位下	神祇少佑他	3 9	大工 1、少判事 1、大典 2、防人正 1、	5
正七位上	中内記他	3 7	大宰主神 1、	1 七位 1/8町
正七位下	彈正巡察他	5 5 1/8町		
従七位上	少外記他	8 6	大宰博士 1、	1 七～八位 1/16町
従七位下	正親佑他	5 1 1/16町	少典 2、陰陽師 1、医師 2、少工 2、算師 1、防人佑 1、主船 1、主厨 1	1 1
正八位上	少内記他	7 1		
正八位下	神祇大史他	5 9		
従八位上	神祇少史他	9 5 1/32町		
従八位下	刑部少解部他	1 0 9		
大初位上	内蔵少属他	2 5 1/60町	判事大令史 1	1 八位 1/32町
大初位下	正親少令史他	4 0	大宰判事少令史 1、防人令史 1	2 無位 1/60町
少初位上	主水令史他	1 8		
少初位下	主鷹令史他	7		
			※家地支給基準は千田稔「平城京の風景」による。	

23



24

②太宰府の条坊はそこが都であった証拠 実は、大宝律令の前に飛鳥浄御原律令があった。

- ◆『続日本紀』大宝元年（701）八月三日条
刑部親王・藤原朝臣不比等・下毛野朝臣古麻呂・伊吉連博徳・伊余部連馬養に、
律令を撰定せしむ。ここに始めて成立する。大略以浄御原朝庭為準正。

大略は浄御原朝庭の律令を以て准正と為す。

普通に読むと

- ・大宝律令に先立つ律令があった。
- ・大宝律令はその先立つ律令になぞらえた。
- ・先立つ律令は、飛鳥浄御原律令であろう。

しかし、この記事は『唐会要』からの引用だ。「大略以開皇為準正五十三條」

唐の武徳律令は、大略53条を除いて、隋の開皇律令に准じて作られた。

煬帝の施政を否定し、その前の隋の高祖の方針にもどしたことを明示する意味がある。

我国の律令編纂史にこのような重大な断絶は無い。
この表現が必要であったかどうか疑わしい。

『続日本紀』の編者が
意味も判らずに引用したのだ。



東野治之氏

- ◆『旧唐書』（941年完成）志第30刑法 より（以下は訳文）

（唐の）高祖が太原で初めて挙兵し、寛大な令を掲げた。隋の悪政に苦しむ百姓は競って帰順し旬月のうちに京城を平定した。禅譲を受け詔して、（隋の文帝の）開皇律令（581）に基づき、（煬帝の）大業律令（607）の悪法を削り、53条の格を制定した。～大略、開皇（の律令）に準じて（武徳）律令を選定した。～ただ53条の格で正して、新律に加えただけで 他に改めた所は無かった。

これが「准正」

✕ ①熟語としての「准正」の使用例が中国史料に見当たらない。

✕ ②字典類にも「准正」という漢語はみられない。

他にも「准正」は『俱舍論記』に58カ所も出現する。

- ◆『俱舍論記』（玄奘門下の普光が「俱舍論」※を解説した書物）

～諸定不得為体 婆沙雖無評家 准正理論 以初師為正。

婆沙論に批判無きといえども、これにあてて理論を正す。以て初めて師は正と為した。

- ◆『晋書』卷51 摯虞(しぐ)傳より

考步兩儀 則天地無所隱其情、准正三辰 則懸象無所容其謬。

『諸橋大漢和辞典』は、この摯虞傳の用例を挙げて、

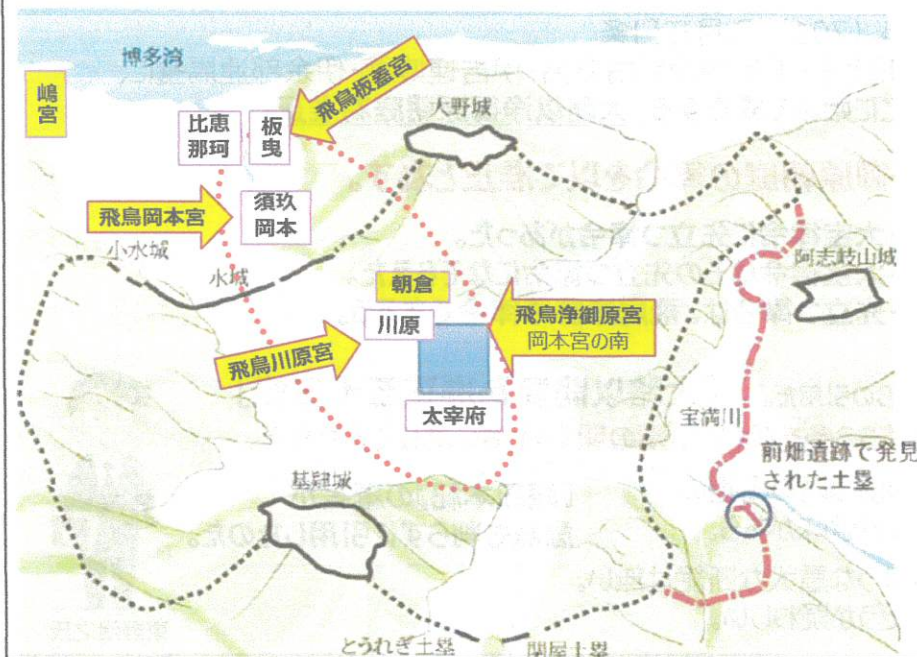
「准正」＝一定の標準にあてて正すこととする。

つまり、三辰(日・月・星の観測結果＝一定の標準)にあてて(計量法)正すとなる。



東野治之説

飛鳥浄御原律令は九州王朝の律令だった と『続日本紀』が証言していた



1、太宰府政庁Ⅰ期（掘立柱建築）は、7世紀初頭の倭京（朝倉宮）であって、多利思北孤の後を継いだ阿須迦宮治天下天皇が、ここで即位した。（船王後墓誌銘より）

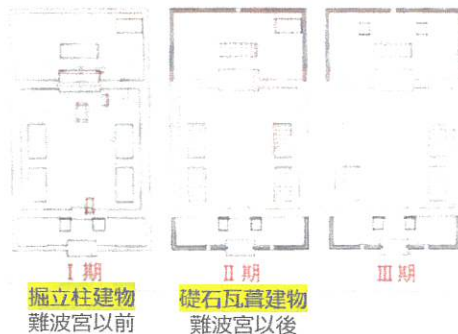
2、太宰府政庁Ⅱ期（礎石瓦葺建築）は、（難波宮より遅い時期造営の）7世紀後半の筑紫都督府（都府楼）であって、唐撤退後に飛鳥浄御原宮と呼称を変えた。白村江戦前に朝鮮半島で捕虜となった皇弟＝大海人皇子が筑紫都督の都である。

3、大宝律令以降、一地方役所となった。

27



- 1、太宰府条坊の存在は、律令国家の都であった証拠。
- 2、律令を持つ飛鳥浄御原京＝都だった太宰府。
- 3、太宰府に「都督府古趾」とある。
つまり、太宰府は元筑紫都督府だった。唐が任命した「筑紫都督倭王」は白村江戦前に朝鮮半島で捕虜となった皇弟＝大海人皇子。



太宰府政庁地区では、ⅢA（坏H）の土器群を主体とする時期に谷部が整地され、正方位を示す柵や掘立柱建物が建てられる。

Ⅳ（坏H）を消費する段階では、政庁地区西の蔵司地区からさらにその西側の谷部にまで土地の利用が広がっている。（ところが）調査報告書では政庁正殿Ⅰ期古段階の遺物は古墳時代の遺物とされ、遺構生成時の前代に当たる混入遺物として取り扱われている。注目すべきは、Ⅰ期古段階の東西柵などがⅡ期正殿の基壇北裾にあたり、Ⅰ期新段階の東西区画溝や大型東西棟の北側の桁方向に整合的な位置にあたる。～古段階と新段階の建物群に連続性があった可能性は捨てきれない。古相段階の建物の柱が抜き取られて新相段階の整地がなされていることも見逃せない。

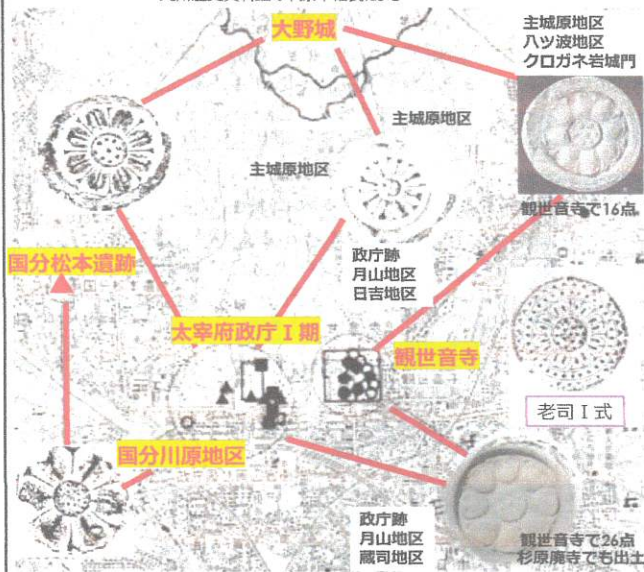
『大宰府成立再論』山村信栄、2018年より

28

太宰府政庁および羅城の成立時期

7世紀初頭を示す瓦 素弁蓮華文軒丸瓦が、大野城・政庁跡・観世音寺の下層・那珂遺跡から出土している。

九州歴史資料館の下原幸裕氏による



- ①太宰府政庁 I 期は7世紀初頭、
- ②羅城の完成は7世紀中葉まで、
- ③条坊は7世紀後半までの造営。

出土場所	出土須恵器 奈文研分類	服部試案編年
羅城土壘	水城 坏H+坏G	I・II 620年代 ～650年代
大野城	構築時土壌 坏H+坏G	
大野城	中心部 坏H+坏G	IV以降 680年代以降
大野城	大石垣地区 坏H+坏G+坏B	
大野城	大宰府口城門 坏B	I 以前 600年代 ～620年代
大野城	小石垣地区 坏H	
太宰府政庁	I 期古段階 坏H	
太宰府政庁	I 期新段階 坏H	
太宰府政庁	II 期整地層 坏H	
太宰府政庁	蔵司地区 坏H	I 以前 600年代 ～620年代
太宰府政庁	谷西側 坏H、久須評木簡	
条坊跡	左郭 7条11坊 坏B	IV以降 680年代以降
条坊跡	左郭 2坊16条 坏B	
条坊跡	朱雀大路 坏B	I 以前 600年代 ～620年代
条坊跡	政庁前広場 坏H	
比恵那珂官衙遺跡	比恵建物群7次 坏H	I 以前
比恵那珂官衙遺跡	比恵建物群39次 坏H	
比恵那珂官衙遺跡	那珂建物群 坏H～坏B	

太宰府およびその周辺遺跡での須恵器出土状況と土器分類
(『太宰府成立再論』山村信栄、2018年を参考に製作)

万葉集に長短歌84首を所載

飛鳥の法興寺を、平城京遷都後に移転。

◆大伴坂上郎女の 元興寺の里 を詠む歌一首

古郷之 飛鳥者雖有 青丹吉 平城之明日香乎 見樂思好裳

古郷の飛鳥はあれど 青丹よし 奈良の明日香を 見らくしよしも

古いゆかりのある飛鳥の里も良いけれど、今が盛りの奈良の明日香を見るのは素晴らしいものです。

「あすか」の語源 New Place
アスは新しい、カは住処

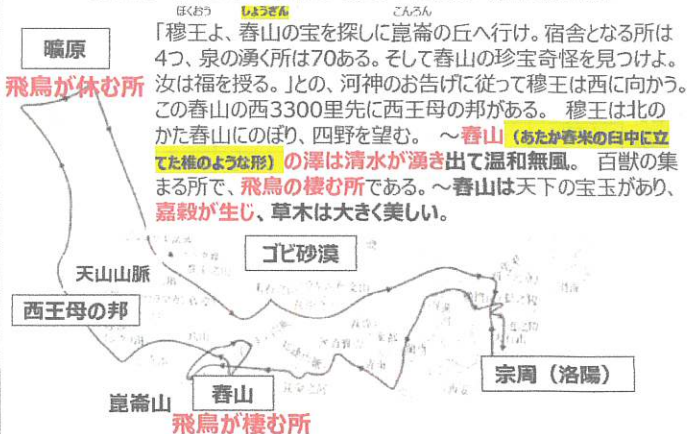


元アスカ



なぜ、アスカを飛鳥と書くのか？

穆天子 西征ルート想定地図 『中国古典小説選』明治書院より



博多湾岸に降臨した天孫族の次の本拠、**New Place**あすかは、**春山**（宝満山、別名を御笠山、竈門山）を背にし、**清水**が湧き、穀物が育つ**温和な地**だ。その地を飛鳥の棲む所に因んで飛鳥とした。

浄御原・清御原・清水原？久富直子さんによると、観世音寺の山号は**清水山**源氏物語玉璽に「**清水の観世音寺**」と出てくる。

飛鳥は大宰府を含む広域地名

戊戌年(698)の妙心寺鐘銘には、**糟屋評春米**(つきまい)連**広国**の名がある。糟屋は春日の地。春日は春日だったのではないか。粉を搗いたカスがヌカ糠だが、酒を絞った残りカス糟に通ずるのではないか。

『新撰姓氏録抄』の小野妹子系図

◆**大春日朝臣**は元は仲臣であったが、仁徳天皇を接待するのに酒かすを積んで堵(かき)としたので、仁徳天皇が糟垣臣と名づけた。後に糟垣が転じて春日となった。→糟と春日が繋がる。

◆**小野朝臣**は**大春日朝臣**と同祖。
彦姥津命五世孫の**米餅塲大使主命**(たがねつきのおおおみ)の後なり。
→塲は春なので春と春も繋がる。



650年頃～700年頃の都、宮域と条坊

